

定住促進のための住宅施策の推進

第5次津久見市総合計画・第2期津久見市総合戦略の指標の①住宅の新築戸数50件／年②空き家情報バンク、定住支援施策の活用件数80件／年③空き家情報バンク成約件数25件／令和3～7年度の累積、の達成に向け令和3年度から下記の施策を実施します。

①個人住宅の新築軽減の拡充 現行1/2⇒10/10へ

新築された住宅については、地方税法の規定により新築後一定期間、住宅部分の固定資産税の1/2が減額されていますが、新たに津久見市独自の1/2減免制度を設け、新築住宅の取得を税制面からも支援していきます。

	地方税法による減額	市独自の減免	適用期間
一般住宅	1/2相当額	1/2相当額＝全額免除	3年
長期優良住宅	1/2相当額	1/2相当額＝全額免除	5年

(主な要件)

1. 令和3年1月2日から令和8年1月1日までに建築した新築住宅が対象
→ただし、共同住宅及び貸家を除く
2. 床面積要件は、50㎡以上280㎡以下で、その内の120㎡分が対象
3. 中高層耐火住宅等は、適用期間が更に2年追加

問い合わせ先 / 税務課 資産税班 ☎82-4111 (内線129・130)

②鬼丸地区住環境整備事業

新築の夢をかなえる安価な宅地の造成に向けて

- 令和3年4月 ⇒ 鬼丸住宅解体工事完了
- 令和3年5月～ ⇒ 測量設計・開発許可申請・開発(造成)工事

(津久見市・津久見市土地開発公社)

⇒令和4年度販売開始予定

問い合わせ先 / まちづくり課 土地住まい整備班 ☎82-9515 (直通)

③空き家の利活用促進対策

家財処分補助金(10万円／物件)の対象者を拡充

- これまで⇒移住者と成約した空き家情報バンク物件のみが対象
- これから⇒空き家情報バンク登録した物件全てを対象

問い合わせ先 / 商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班 ☎82-9542 (直通)